

福生都市計画特別工業地区の変更（福生市決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
第一種特別工業地区	約 ha 11.8	東京都特別工業地区建築条例 (昭和25年条例第87号) [規制内容の概要] 第一種特別工業地区 ・工業地域及び工業専用地域内に指定し、 水質汚濁、大気地区汚染及び悪臭等の公 害防止を図るため、工場の用途による規 制を行う。
第二種特別工業地区	約 ha 23.1 (23.2)	第二種特別工業地区 ・住宅の混在率の高い準工業地域内に指定 し、居住環境の保全及び中小工場の保護を 図るため、工場の用途及び規模特別工業に よる規制並びに風俗営業関連施設の規制 を行う。
小 計	約 ha 34.9 (35.0)	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更に伴い、工業の利便とこれに調和した住環境の保護を図る観点から検討した結果、特別工業地区を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
福生市熊川地内	第二種特別工業地区	指定なし	約 ha 0.1	

変更概要（面積再計測）

種類	変更前面積	変更後面積	面積	備考
第一種特別工業地区	約 ha 12.3	約 ha 11.8	約 0.5 ha	面積を再計測した結果、面積を変更する。
第二種特別工業地区	約 ha 23.9	約 ha 23.2	約 0.7 ha	